

平成 29 年 4 月 1 日制定  
2025 年 4 月 1 日最終改定

# 株式会社 東京建築検査機構

## 建築物省エネ法判定業務規程

### 目次

#### 第 1 章 総則

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (基本方針)
- 第 3 条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第 4 条 (事務所の所在地)
- 第 5 条 (判定の業務を行う区域)
- 第 6 条 (判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

#### 第 2 章 判定の業務の実施の方法

- 第 7 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第 8 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第 9 条 (判定の実施方法)
- 第 10 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第 11 条 (適合判定通知書の交付等)

#### 第 3 章 適合性判定員等

- 第 12 条 (適合性判定員の選任)
- 第 13 条 (適合性判定員の解任)
- 第 14 条 (適合性判定員の配置)
- 第 15 条 (適合性判定員の教育)
- 第 16 条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第 17 条 (秘密保持義務)

#### 第 4 章 判定料金等

- 第 18 条 (判定料金の納入)
- 第 19 条 (判定料金を減額するための要件)

第 20 条 (判定料金を増額するための要件)

第 21 条 (判定料金の返還)

## 第 5 章 雑則

第 22 条 (登録の区域等の掲示)

第 23 条 (判定業務規程の公開)

第 24 条 (財務諸表等の備付け)

第 25 条 (財務諸表等に係る閲覧の請求)

第 26 条 (帳簿及び書類の保存期間)

第 27 条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 28 条 (軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 29 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 30 条 (判定の業務に関する公正の確保)

第 31 条 (損害賠償保険への加入)

第 32 条 (事前相談)

## 附則

改定履歴

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東京建築検査機構（以下「T B T C」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他T B T Cが定める日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第4条 本社の所在地は、東京都中央区日本橋富沢町10番16号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 本社の業務区域は日本全域とする。

(判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第6条 T B T Cは、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、T B T Cに対し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、T B T Cに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、T B T Cに対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項

にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けると同時に、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当該機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 T B T Cは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
- (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

- (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 T B T Cは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、T B T Cは、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
  - (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、T B T Cの求めに応じ、判定のために必要な情報をT B T Cに提供しなければならないこと。
  - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 判定料金の額に関すること。
    - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
    - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
  - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
    - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のT B T Cに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
  - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
    - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、T B T Cに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 提出者等は、T B T Cが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のT B T Cに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請

求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

- (d) T B T Cは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) T B T Cが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

#### (判定の実施方法)

- 第 9 条 T B T Cは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 T B T Cは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

#### (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

- 第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を T B T Cに提出する。
- 2 前項の場合においては、T B T Cは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第11条 T B T Cは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 T B T Cは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 T B T Cは、第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のT B T Cの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(5) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4 T B T Cは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条(第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。

5 T B T Cは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあつては別記様式第3による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に応用するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第4による軽微な変更に応用するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

- 6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第 3 章 適合性判定員等

#### （適合性判定員の選任）

- 第 12 条 代表取締役は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
  - 3 適合性判定員の数は、法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### （適合性判定員の解任）

- 第 13 条 代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

#### （適合性判定員の配置）

- 第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に 3 人以上配置する。
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
  - 3 T B T C は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

#### （適合性判定員の教育）

- 第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、T B T C の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社に 3 人以上配置する。

2 T B T C は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に担当取締役を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 T B T C の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 及び別表 4 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると T B T C が判断したとき。
- (3) あらかじめ T B T C が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (4) あらかじめ T B T C が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- (5) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若

しくは変更確認の求めをするとき。

(判定料金を増額するための要件)

第20条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてT B T Cが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、T B T Cの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## 第5章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第22条 T B T Cは、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www.tokyo-btc.com/eco/index.html>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第23条 T B T Cは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 T B T Cは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第25条 利害関係人は、T B T Cの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき500

円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、T B T Cが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) T B T Cの使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用い

て明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 T B T C は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 T B T C は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 T B T C は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 T B T C の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 T B T C の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 T B T C の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、T B T C 以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) T B T C に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) T B T C に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建

築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

- 4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又はT B T Cの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第31条 T B T Cは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、T B T Cに相談をすることができる。この場合において、T B T Cは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年11月10日より施行する。

この規程は、平成30年3月1日より施行する。

この規程は、平成30年11月23日より施行する。

この規程は、2021年1月14日より施行する。

この規程は、2021年4月1日より施行する。

この規程は、2021年6月1日より施行する。

この規程は、2023年1月1日より施行する。

この規程は、2025年4月1日より施行する。

(改定履歴)

平成 29 年 4 月 1 日制定  
平成 29 年 11 月 10 日改定  
平成 30 年 3 月 1 日改定  
平成 30 年 11 月 23 日改定  
2021 年 1 月 14 日改定  
2021 年 4 月 1 日改定  
2021 年 6 月 1 日改定  
2023 年 1 月 1 日改定  
2025 年 4 月 1 日最終改定

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表3 非住宅に係る判定料金

① モデル建物法（小規模版を含む。以下同じ）

※表中の延べ面積は建築基準法の規定により算定された面積とする。

I 類（事務所・学校等の非住宅）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）		料金（円）	
	100未満	99,000	(90,000)
100	～ 300未満	116,600	(106,000)
300	～ 500未満	123,750	(112,500)
500	～ 1,000未満	137,500	(125,000)
1,000	～ 2,000未満	165,000	(150,000)
2,000	～ 3,000未満	192,500	(175,000)
3,000	～ 4,000未満	233,750	(212,500)
4,000	～ 5,000未満	275,000	(250,000)
5,000	～ 10,000未満	330,000	(300,000)
10,000	～ 20,000未満	357,500	(325,000)
20,000	～ 50,000未満	440,000	(400,000)
50,000	～ 100,000未満	536,250	(487,500)
100,000	～ 200,000未満	660,000	(600,000)
200,000	～	825,000	(750,000)

II 類（工場・自動車車庫等）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）		料金（円）	
	100未満	70,400	(64,000)
100	～ 300未満	83,600	(76,000)
300	～ 500未満	96,250	(87,500)
500	～ 1,000未満	110,000	(100,000)
1,000	～ 2,000未満	137,500	(125,000)
2,000	～ 3,000未満	165,000	(150,000)
3,000	～ 4,000未満	192,500	(175,000)

4,000	～	5,000未満	220,000	(200,000)
5,000	～	10,000未満	261,250	(237,500)
10,000	～	20,000未満	302,500	(275,000)
20,000	～	50,000未満	357,500	(325,000)
50,000	～	100,000未満	440,000	(400,000)
100,000	～	200,000未満	550,000	(500,000)
200,000	～		660,000	(600,000)

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）			料金（円）	
		100未満	165,000	(150,000)
100	～	300未満	198,000	(180,000)
300	～	500未満	220,000	(200,000)
500	～	1,000未満	247,500	(225,000)
1,000	～	2,000未満	275,000	(250,000)
2,000	～	3,000未満	302,500	(275,000)
3,000	～	4,000未満	343,750	(312,500)
4,000	～	5,000未満	385,000	(350,000)
5,000	～	10,000未満	440,000	(400,000)
10,000	～	20,000未満	481,250	(437,500)
20,000	～	50,000未満	550,000	(500,000)
50,000	～	100,000未満	687,500	(625,000)
100,000	～	200,000未満	893,750	(812,500)
200,000	～		1,237,500	(1,125,000)

②標準入力法（主要室入力法を含む）

※表中の延べ面積は建築基準法の規定により算定された面積とする。

I 類（事務所・学校等の非住宅）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）		料金（円）	
	100未満	178,200	(162,000)
100	～ 300未満	209,000	(190,000)
300	～ 500未満	220,000	(200,000)
500	～ 1,000未満	247,500	(225,000)
1,000	～ 2,000未満	275,000	(250,000)
2,000	～ 3,000未満	330,000	(300,000)
3,000	～ 4,000未満	385,000	(350,000)
4,000	～ 5,000未満	453,750	(412,500)
5,000	～ 10,000未満	550,000	(500,000)
10,000	～ 20,000未満	660,000	(600,000)
20,000	～ 50,000未満	783,750	(712,500)
50,000	～ 100,000未満	935,000	(850,000)
100,000	～ 200,000未満	1,127,500	(1,025,000)
200,000	～	1,375,000	(1,250,000)

II 類（工場・自動車車庫等）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）		料金（円）	
	100未満	151,800	(138,000)
100	～ 300未満	180,400	(164,000)
300	～ 500未満	192,500	(175,000)
500	～ 1,000未満	220,000	(200,000)
1,000	～ 2,000未満	247,500	(225,000)
2,000	～ 3,000未満	302,500	(275,000)
3,000	～ 4,000未満	343,750	(312,500)
4,000	～ 5,000未満	385,000	(350,000)
5,000	～ 10,000未満	440,000	(400,000)
10,000	～ 20,000未満	508,750	(462,500)

20,000	～	50,000未満	577,500	(525,000)
50,000	～	100,000未満	715,000	(650,000)
100,000	～	200,000未満	921,250	(837,500)
200,000	～		1,100,000	(1,000,000)

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

税込価格（括弧内は税抜価格）

延べ面積（㎡）			料金（円）	
		100未満	275,000	(250,000)
100	～	300未満	330,000	(300,000)
300	～	500未満	385,000	(350,000)
500	～	1,000未満	412,500	(375,000)
1,000	～	2,000未満	440,000	(400,000)
2,000	～	3,000未満	508,750	(462,500)
3,000	～	4,000未満	577,500	(525,000)
4,000	～	5,000未満	646,250	(587,500)
5,000	～	10,000未満	742,500	(675,000)
10,000	～	20,000未満	825,000	(750,000)
20,000	～	50,000未満	962,500	(875,000)
50,000	～	100,000未満	1,168,750	(1,062,500)
100,000	～	200,000未満	1,512,500	(1,375,000)
200,000	～		1,993,750	(1,812,500)

※別表 3 備考

- ① I 類、II 類、III 類の用途種別の詳細については別表 5 による。
- ② 一の確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 一の棟に用途分類が複数ある場合、次の通り適用する。
  - A. 一部にでも III 類が含まれているときは III 類
  - B. III 類が全く含まれず、一部にでも I 類が含まれるときは I 類
- ④ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は所定の料金の 10 分の 5 の額とする。ただし最小延べ面積区分の料金を上限とする。
- ⑤ 別表 3、4 の面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ⑥ モデル建物法を適用する場合、表 1 により適用するモデル数に応じ、係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が 2 以上の場合、工場モデルは 1 モデルとして計上しない。

表 1

モデル数	1	2	3	4 以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3

- ⑦ 複合建築物（住宅と非住宅部分を有する建築物）の場合、別表 3 非住宅部分料金と別表 4 住宅部分の料金を合算して料金を算定する。
- ⑧ 計画変更手数料は変更後の面積、用途、モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る)に応じて、別表 3、4 から算定される 10 分の 6 の額とする。  
ただし、次の場合は上表の料金とする。
  - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法含む）の変更等、計算方法を変更して申請される場合
  - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑨ 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルート C）は変更後の面積、用途、モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る)に応じて、別表 3、4 から算定される 10 分の 5 の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして別表 3 から算定される額とする。
- ⑩ 増改築の場合、増改築部分の延べ面積をもとに料金を適用する。
- ⑪ 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表 3 で決定される料金の 10 分の 1 の額を加算する。また計画変更及び軽微変更該当証明申請において外皮性能の審査を追加して行うときは※備考⑧又は⑨において算定された料金に別表 3 で決定される料金の 10 分の 1 の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は※備考⑧又は

- ⑨中の「別表 3、4 から算定される料金」を「別表 3 から算定される料金に当該料金の 10 分の 1 の額を加算した料金」と読み替える。
- ⑫ BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。
- ⑬ 構造適合性判定を TBTC にて同時に審査を行う場合は、別表 3、別表 4 にて適用される料金の 10 分の 1 を減額する。

別表4 住宅に係る判定料金

		税込価格（括弧内は税抜価格）		
戸建て住宅 併用住宅の住宅 部分	申請種別	料金（円）		
	単独	66,000	(60,000)	
共同住宅等 ・共同住宅 ・長屋 ・寮 ・複合建築物 の住宅部分	申請種別	基本料金	戸当たり料金	共用部料金
	単独	132,000 (120,000)	3,960 (3,600)	132,000 (120,000)
	共同住宅の料金は下記の通り算出する ・基本料金＋戸当たり料金×住戸数 共用部の審査を行う場合 ・基本料金＋戸当たり料金×住戸数＋共用部料金			

※別表4備考

(減額等)

- ① TBTC で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、別表4によらず次の額とする。計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は④又は⑤を適用する。
- (1) 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 20,000円（税込22,000円）
- (2) 共同住宅等 20,000円（税込22,000円）に住戸数から1を減じた数に 2,000円（税込2,200円）を乗じた額を加算した額
- ② 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれもTBTCで審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表4によらず③で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表4又は③で定める共用部料金を加算する。ま

た、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

- (1)都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書
  - (2)法第 30 条に基づく認定書
  - (3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
  - (4)住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書
- ③ 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、別表 4 によらず、一律 36,000 円（税込 39,600 円）とする。

（計画変更）

- ④ 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表 4 から算定される料金の 10 分の 6 の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- (1)計算方法を変更して申請する場合
  - (2)直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - (3)非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
  - (4)③が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

（軽微変更該当証明申請）

- ⑤ 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表 4 から算定される料金の 10 分の 5 の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして別表 4 から算定される額とする。

（その他）

- ⑥ 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金>

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表 3、住宅部分については別表 4 により算定される料金の合計額とする。
- ・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

別表 5 用途種別

確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の種別とする。

種別	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書四面に記載される用途
I 類	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	養護学校、盲学校又は聾学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これらに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便の業務の用に供する施設
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	
08452	食堂又は喫茶店	

08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの  (田園住居地域でその周辺の地域で生産された農産物を原料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業上の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	
08470	事務所	
08570	料理店	
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	
Ⅱ類	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建令 130 の 4・5 に基づき大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫

	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
Ⅲ類	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)
	08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)
	08210	児童福祉施設等(建令 19-1 に規定する児童福祉施設等をいい、前 3 項に掲げるものを除く。)
	08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)
	08230	公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
	08240	診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)
	08250	診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場 (前項に掲げるものを除く。)
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	

住宅	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舍
	08050	下宿
要相談	08990	その他